

共謀罪は廃案に

日本共産党

法案の危険性うきぼり

「共謀罪」法案——審議は始まったばかりですが、法案の危険性が浮き彫りになっています。

**「共謀罪」
今国会成立
「不要」が64%**

**必要は
ない
64%**

法案を今国会
で成立させる
必要は？

**必要がある
18%**

「朝日新聞の調査」より(5月16日付)

内心を処罰する

第一に、内心を処罰する危険性です。法案は何を考え、何を合意したかだけで、それが処罰の対象になります。国会でこの問題を追及すると、「内心の処罰ではない」「実行準備行為があって初めて処罰する」と政府は言います。しかし、実行準備行為というが「花見と犯行の下見はどう区別するのか」と聞くと、「ビールと弁当をもっているのが花見で、地図と双眼鏡を持っているのが下見だ」という。まったく荒唐無稽(こうとうむけい)です。結局、「合意があったかどうか」の内心を処罰するのです。

「テロ対策」はうそ

第二に「テロ対策」はうそだったことです。TOC条約(国際組織犯罪防止条約)の批准のためというけれども、2000年にこの条約を作ったときに、日本政府は「テロ対策にすべきではない」と言っていたことが判明しました。テロ対策とは関係がないことも、はっきりしました。

一般の人が処罰の対象になる

第三に、一般の方々が処罰の対象になることです。政府は「そうじゃない」といいますが、実際に岐阜県では警察が風力発電所の建設に反対した市民のみなさんの情報を調べ上げて、電力会社に提供していました。普通に暮らす市民が監視の対象になっていたのです。国会でこれは問題じゃないかと突きつけると、政府は「通常の業務です」と答えました。結局、どんな人を「一般人」とするのかは、取り締まる側が判断するのです。こんな危険な法案は廃案にするしかありません。野党と市民の共闘で何としても廃案にしましょう。

野党と市民の共闘で廃案に

東京
民報

ご意見・ご要望は 03-5972-1621、FAX 03-5972-1590
2017年5月号外 日本共産党東京都委員会の見解を紹介します。
発行/東京民報社(港区芝1-4-9 平和会館5階) 1965年11月12日第三種郵便物認可

「しんぶん赤旗」や「東京民報」を
ぜひお読みください